

第 69 回審査会（平成 30 年 10 月 1 日）

15 時 28 分 開会

【1 開 会】

事務局 定刻前ではありますが委員の皆様もお揃いですので、川崎委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 皆様、こんにちは。

本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、出席委員 5 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしております。

ただいまより、第 69 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日は、2 議題となっておりますので、会の進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

【2 議 題】

《（1）公用車車載カメラの管理運用について（報告）》

委員長 それでは、議題（1）「公用車車載カメラの管理運用について（報告）」に入ります。

事務局より説明願ひます。

事務局 加古川市の公用車に一部設置されている車載カメラにより撮影、記録されたデータについては、個人情報を含むものもあるため、公用車を所管する各所属において、個人情報保護条例の規定に基づき、管理運用を行っているところですが、このたび「加古川市公用車車載カメラの設置及び管理運用に関する要綱」を策定し、より適正で統一的な取扱いを行うこととしておりますので、その内容についてご報告させていただきます。

それでは、要綱策定の所管課である管財契約課並びに車載カメラ機器の所管課の一つである生活安全課の職員を入室させ、報告させます。

（管財契約課及び生活安全課職員入室及び自己紹介）

委員長 それでは、説明願ひます。

管財契約課 (別紙資料に基づき説明)

委員長 ありがとうございます。
委員の皆様より、質問等はございますか。

委員 管理運用のルールを作ることは非常に良いことだと思います。このルールができる数年前から車載カメラを設置していたということですが、どういう理由で設置してきたのでしょうか。職員の安全運転意識や運転マナーの向上の問題があった、または事故が多かったというような理由でしょうか。

管財契約課 主に消防車や救急車から先行して車載カメラを設置しておりまして、他と比べて事故が多いということから、交通事故発生時の事故責任の明確化と処理の迅速化が第一の理由であったと聞いております。もちろん、車載カメラが付いているということで、職員の安全運転意識の向上という理由もあります。

委員 そうすると、消防車や救急車、ごみ収集車などから先行して車載カメラを設置していて、これからルール化しようとしているのは、所有している公用車に設置されている全ての車載カメラについてということでしょうか。

管財契約課 はい。各所属で車載カメラを設置していますが、管理運用がバラバラになってしまわないよう、市で統一した管理運用とするために要綱を策定するものです。

委員 資料の「4 データの利用」の(3)の「その他市民生活の安全の確保を図るため、実施機関が相当の理由があると認めるとき」については、広がりのある言葉ですので、運用の仕方によっては、問題が生じるような場合も出てくるのではないかと思います。どのようなケースを想定しておられるか、具体的に現在考えておられることを教えてください。

管財契約課 不審者など通学路での事件があった場合にはその解析に使ったりと、事故以外の安全安心の部分で役に立てるような部分があったら利用したいと考えています。

委員 捜査機関から情報の提供が求められることなく、一般的にそういう利用の方法を考えておられるということですか。

管財契約課 子どもたちの安心安全を考えていく中で、そういう必要なケースがございましたら、市内部での利用はできるのではないかと考えています。

その他防災の関係で、浸水しかかっている場所の確認などで利用する場合もあります。

委員 先程、子どもの安全という話がありましたが、現在、見守りカメラが市内各所に設置されていて、その設置前にこの審査会で審議をしたという経緯がございます。その時に、必要以上に公道や公の施設以外の私用なところ、私の土地であったり建物であったりが映らないようにマスキングをするなど、個人情報の保護を図るようお願いをしているところです。それを逸脱するような行為にならないのかが懸念されるということです。

管財契約課 当然、個人のプライバシーはございますので、必要最小限かつ大きな事象に限って利用することで、見守りカメラでの個人情報の保護と同じような運用とし、厳格に取り扱う必要があると考えています。

委員 車載カメラの設置場所が前も後ろもとなると、ほぼ 360 度視界を遮ることなく映っていることになりますよね。

管財契約課 たまたま通りかかった方の顔が映るということもありえます。画像を提供する場合にマスキングをして提供するという方法もありますが、簡単にマスキングを外すことも可能となりますので、そういった場合は画像というよりは、写真媒体で提供することも考えています。

委員 警察の車ではない、市所有の車が、要するに見守りカー、パトロールカーのような役割を果たすような使われ方をすると、本来の目的と違うような気がします。

委員 見守りカメラでは厳格な取扱いをしているのに、車載カメラではそれがちょっとルーズになっているようなことがないよう、見守りカメラの運用ときっちり整合性をとった取扱いをぜひお願いしたいです。

委員 資料の「4 データの利用」の（１）（２）はかなり具体的に書いてあるので問題はないと思うのですが、（３）は運用の仕方次第で広がりすぎるので、見守りカメラで私達が心配したような問題が起きるのではないかと思います。

管財契約課 「実施機関が相当の理由があると認めるとき」については、見守りカメラを超えない範囲で考えていきたいと思います。

委員長 その他ご質問はございませんか。
特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

（管財契約課及び生活安全課職員退室）

《（２）諮問第 43 号にかかる審査について》

以下、加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領第 11 条第 1 項の規定に基づき、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

①答申案審議（15 時 45 分～15 時 55 分）

- ・ 前回審査会での審議内容に基づき作成された答申案について審議を行い、原案を承認した。

【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

（各委員特になし）

委員長 事務局の方はどうですか。

事務局 加古川市情報公開・個人情報保護審査会要領第 11 条の規定により、委員の承認を得て会議録を確定することとなっております。事前に送付いたしました前回の第 68 回審査会会議録案について、会議録としてご承認いただけますか。

（修正等はなく、各委員承認）

事務局 会議録をご承認いただきましたので、会議録の確定及び公開事務を進めさせていただきます。

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

16 時 00 分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。